

町民

箱根町国民健康保険運営
事業について

Q 次の3点について伺う。
1 資格取得理由の主
な原因と件数、また、
資格取得日までの保険料の
遡及徴収の適正化について

A が30件、その他が33件の合計
889件となったものである。
次に、資格取得日までの保
険料の遡及徴収の適正化であ
るが、国民健康保険法第110条
の規定により、賦課権の期間
制限は2年となっているので、
最長2年前まで遡って賦課す
るものであるが、一度に保険
料を納めていただくことが不
可能な方には、納付相談を行
い、分割で納付していただく
ことにより、できるだけ未納
にならない方法を行うなど、
適正化に努めている。

2 収納率の低下原因と収納
率の向上対策並びに短期被
保険者数及び資格証明書受
給者数の推移と実態、また、
納付相談の状況について

次に、短期被保険者数及び
資格証明書受給者の推移と実
態については、平成17年9月
の保険証切替時と平成18年3
月更新時を比較すると、3か
月短期証が523名から298名と25
名の減、6か月短期証が124名
から48名と76名の減、資格証
が8名から7名と1名の減とな
っており、この減については
納付相談等により納付が図
られ、通常の保険証交付にな
ったものである。

3 レセプト点検・縦覧点検
事務の状況と点検の効果、
また、保健増進・疾病予防
対策等の保健施設事業の内
容とその推進策について

3 点目について、まず、レ
セプト点検の状況については、
1市3町が宅配便契約により
定めた場所から連合会へ運搬
し、医療事務専門医による点
検を受け、町へ返送されたレ
セプトを町が雇用しているレ
セプト点検員により点検し、
初診料等の点検検査回数が適
正かどうかなどを審査し、必
要により連合会へ送付し、国
保連の委託専門医及び医療事
務専門員が再度審査して、医
療費が決定され、平成17年度
における再審査請求により減
額となった件数は98件、金額
は85万657円となり、医療費支
出の抑制が図られている。

A

まず、国民健康保険の資
格取得の主な原因とし
ては、箱根町へ転入した
場合は転入した日から、職場
の健康保険をやめた場合は退
職した日の翌日から、生活保
護の打ち切りとなった場合は
生活保護を受けなくなった日
から、子どもは産まれた日か
らそれぞれ国保の資格を取得
するもので、平成17年度の件
数は転入が35件、退職が47件、
生活保護の廃止が27件、出生

2 点目について、まず、収
納率の低下原因についてであ
るが、長引く景気の低迷によ
る収入確保が難しく、生活維
持費に向けられてしまう点が
考えられ、また、派遣やアル
バイトなど、正規雇用でない
部分が増え、それが国保
に流入していることに加え、
自分は病気にかからないから
保険料を納めない、納めたく
ないという国民健康保険制度
そのものの理解が不十分な状
況も考えられるわけである。

次に、収納率の向上対策を
どのように図っていくかであ
るが、広報、電話、戸別訪問
などの納付の奨励、相談業務
転出時の機会を捉えての納付
のお願いに努めているところ
である。
また、各期ごとの督促状の
発送や夜間催告、滞納者との
相談により、分納していただ
くようお願いをし、金融機関
が近くにない地区のため郵便
局でも振込みができるよう、
また、口座振替の加入奨励等
を行っている。さらに、全課
体制による戸別徴収を実施す
るなど、あらゆる手段により
収納率向上に努めている。

次に、短期被保険者数及び
資格証明書受給者の推移と実
態については、平成17年9月
の保険証切替時と平成18年3
月更新時を比較すると、3か
月短期証が523名から298名と25
名の減、6か月短期証が124名
から48名と76名の減、資格証
が8名から7名と1名の減とな
っており、この減については
納付相談等により納付が図
られ、通常の保険証交付にな
ったものである。

納付相談の状況については、
短期保険証交付者に対し、更
新の際に、納付の相談を実施
しており、また、誓約書等で
納付計画をお願いし、継続的
に納付してもらえよう指導
していくもので、保険料と医
療費など保険制度についても
説明をして納付について理解
をしてもらえるよう努めてい
るところである。

3 点目について、まず、レ
セプト点検の状況については、
1市3町が宅配便契約により
定めた場所から連合会へ運搬
し、医療事務専門医による点
検を受け、町へ返送されたレ
セプトを町が雇用しているレ
セプト点検員により点検し、
初診料等の点検検査回数が適
正かどうかなどを審査し、必
要により連合会へ送付し、国
保連の委託専門医及び医療事
務専門員が再度審査して、医
療費が決定され、平成17年度
における再審査請求により減
額となった件数は98件、金額
は85万657円となり、医療費支
出の抑制が図られている。

次に、保健施設事業の内容
とその推進策であるが、子育
て相談、老人健康相談等の健
康相談、各種検診、成人病そ
の他の疾病予防、健康づくり
運動、栄養改善、集団・個別
検診等の母子保健などの事業
を地域住民の協力をいただき
ながら、積極的業務展開をし
ているところである。
また、長寿介護課では、シ
ルバーサロンにおける転倒骨
折予防のための体操なども行
っており、さらに、国民健康
保険においても、講演会の開
催や年6回の医療費通知、年
2回の国保だよりの発行によ
る被保険者への啓発を行い、
高齢化社会での医療費の抑制
に強い意識を持っていただけ
るよう努めている。

今後も、各種検診を多くの
方が受診されるよう、保険料
納入通知書発送時に各種検診
のチラシを同封し、生活習慣
病の予防や改善のため、温水
プールの利用を掲載するなど、
連携を取りながら保健施設事
業の充実を図るほか、傷病の
発生を未然に防止し、早期発
見により重症化・長期化を防
ぎ、健康の保持増進のための
必要な事業を積極的に推進し
ていきたいと考えている。